

令和5年第12回教育委員会定例会

開会年月日 令和5年6月22日(木)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 岡 田 行 雄
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 仲 山 英 之

議 題

1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

2 議案

- (1) 議案第31号 練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第32号 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第33号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第34号 練馬区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第35号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

3 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕

4 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

5 報告

(1) 教育長報告

令和5年第二回練馬区議会定例会提出議案について
(仮称)練馬区幼保小連携推進方針〔素案〕について
練馬区立少年自然の家の食事料金改定について
子ども相談アプリの運用開始について
区立学童クラブの休室について
令和5年度練馬子ども議会の開催について
その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時43分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

教育振興部教育総務課長

同 教育施策課長

同 学務課長

同 学校施設課長

同 保健給食課長

同 教育指導課長

同 副参事

同 学校教育支援センター所長

同 光が丘図書館長

こども家庭部長

こども家庭部子育て支援課長

同 こども施策企画課長

同 保育課長

同 保育計画調整課長

同 青少年課長

同 子ども家庭支援センター所長

三 浦 康 彰

櫻 井 和 之

枝 村 聡

杉 山 賢 司

柴 宮 深

唐 澤 貞 信

山 本 浩 司

風 間 浩 也

村 瀬 美 紀

山 崎 直 子

関 口 和 幸

山 根 由美子

佐 藤 重 康

清 水 輝 一

山 口 裕 介

小 島 芳 一

橋 本 健 太

教育長

ただいまから、令和5年第12回教育委員会定例会を開催する。
それでは、案件に沿って進めさせていただきます。
本日の案件は、議題1件、議案5件、陳情1件、協議1件、教育長報告6件である。

1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

教育長

初めに、議題の1番、練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名についてである。
この案件は、本年6月30日、今月いっぱいまで岡田委員の教育長職務代理者としての任期となっているため、本年7月1日以降の教育長職務代理者について指名を行うものである。
この案件について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第2条の規定では、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うことが定められている。

したがって、教育長の職務を代理する者は、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときにその職務を代理することになり、それらのとき以外については、教育長の職務を代理することはない。通常は他の教育委員と同様の職務を行うことになる。

代理する権限の範囲は、基本的には教育長の権限全般となるが、これは極めて広範にわたるため、難しい面がある。そこで、練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第3条の規定では、教育長の権限のうち、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表すること以外は教育振興部長等に委任することができると定められている。

なお、岡田委員の教育長職務代理者としての任期は、本年6月30日までである。そこで、7月1日以降の教育長職務代理者の選任が必要となっている。

私からは以上である。

教育長

ただいまご説明があったように、教育長である私のことなのだが、大きな2つの役割がある。まず一つが、教育委員会を代表して教育委員会の会議を運営するという役割、それからもう一つが、教育委員会事務局の事務統括者として、教育委員会事務局長と言ったほうが正しい表現だと思うが、教育委員会の事務の統括者という2つの立場がある。

ただいま教育総務課長からお話があったように、教育委員会を代表すること、それから、教育委員会の議事を運営すること、この2つについて教育長の職務代理者にな

っていただきたいということで、教育長である私から、委員の皆様の中から指名をさせていただきますことになる。

教育長の職務代理に関する件については、様々なところで重責である。教育長が事故あるとき、または欠けたときにそれをお願いするというようなことである。

この任期については、法律等に定めがないが、私としては今回も、来月の1日から来年の6月30日までの1年間でお願いしたいと思っている。

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び教育委員会教育長の職務代理に関する規則第2条の規定に従って、私から教育長の職務代理者を指名させていただきたいが、それでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、私から仲山委員を指名させていただきたいが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、よろしく願います。

それでは、ここで次期教育長職務代理者に指名をさせていただいた仲山委員からご挨拶をお願いします。

仲山委員

ただいま、教育長職務代理者の任を拝した仲山である。どうぞよろしく願います。

教育長

よろしく願います。

続いて、委員の議席についてお諮りをする。

練馬区教育委員会会議規則第5条の規定によると、委員の議席は、合議により定めるとされている。本日の議席は暫定的にお座りいただいている。

7月1日以降については、現在の教育長職務代理者である岡田委員の座席には仲山委員にお座りをいただき、岡田委員は、現在、仲山委員の席にお座りいただいて、坂口委員と中田委員については、お座りいただいている現在の席に引き続きお座りいただきたいが、それでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。
では、7月1日より座席の変更をさせていただく。

(1) 議案第31号 練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則

教育長

次に、議案である。
議案第31号、練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいま報告された議案について、ご意見、ご質問等あればお願いします。
坂口委員。

坂口委員

本当にこのようにスリム化するということはとても大事なことで、校長先生のお役目が少しは軽減されるということで賛成する。

教育長

ほかにないか。
それでは、ご意見、ご質問がないようであればまとめたい。
議案第31号については、決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、決定とする。

(2) 議案第32号 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

(1) 教育長報告

練馬区立少年自然の家の食事料金改定について

教育長

次に、議案第32号、練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について、この議案と教育長報告の 番については関連する案件であるので、一括でご

説明をし、質疑についても一括で行いたい。
それでは、説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等があればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

物価指数が30%上昇していて、それに対して今回は15%の値上げにとどめたわけだが、そうすると、15%分がどこから出るのか、食事が減るのかだと思う。その辺の折り合いはどうやってつけたのか。

保健給食課長

これについては、実際に物価上昇がそのまま原材料費にストレートにというばかりではなくて、それぞれ指定管理者や受託業者の企業努力といったものもある。

そうした中で、結果として平成元年から料金をそのまま据え置いていたので、この間のものを一気に反映させるということが利用者にはなかなか受入れ難いところがあるだろうということと、先ほど申し上げた企業努力などについて、それぞれの事業者がどのくらいできるものなのか協議を重ねて、30%の値上げではなく15%の値上げで可能であるという合意も得られたので、このようにさせていただきました。

以上である。

仲山委員

それから、今まだ物価指数が上昇しつつあるようなグラフだが、そうすると、また間もなく厳しい状況になるのかと思うが、その辺りの見通しはどうか。

保健給食課長

今後の考え方についても、今回、長い間据置きをしていたということもあったので、その辺を踏まえて、今後については、消費者物価指数が5%程度の増減があった場合、あるいは消費税の税率が変わった場合などについては、その都度、必ず改定するという事ではないが、検討は必ずするという事で方針を決めさせていただきました。

以上である。

教育長

ただいま保健給食課長が申し上げた件は、資料8の裏面の5番に記載がされている。

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

基本的なお尋ねなのだが、資料2の2枚目、ここに朝食、昼食、夕食の額が書いてあるが、これは食材だけの費用という理解なのか。それとも、ここに働く職員の方の person 費とか施設の使用のことだとか、様々なことが乗っかっている費用なのか、そこら辺を教えていただきたい。

保健給食課長

学校給食のように食材料費を純粋に計算して頂くという形ではないので、基本的に食事の提供ということに関して、お話があった person 費とか、そうしたものも反映した結果の数字ということになる。

以上である。

教育長

よろしいか。

岡田委員

そうすると、資料8の裏面のところで、ここに小学校と中学校の朝食、昼食、夕食の料金が書いてあって、これの改定料金が右側にあるわけだが、これは子供たちが食事をとったことに係る費用だということであつた。

一般利用のところで2,400円が2,760円という、これは当然といえば当然かと思うが、区民の方が食材だけではなくて、いろいろな施設の使用ということを含めて、多く負担していただくという、そういうことなのか。

保健給食課長

施設の使用料等については、一般利用の場合には別途頂いているので、それとは別になるが、大人の夕食に関しては、一般利用では、やはり旅行先の夕食というようなことでそろえる。おのずと移動教室などの学校利用で、子供たちが食べているものは、小学校、中学校と当然量が違うので設定は違うが、一般利用の大人に関しては、全く違うものを提供しているということでご理解いただければと思う。

以上である。

教育長

ほかにないか。

本件については、急な話だが7月1日からこの新料金で適用させていただく。近年の急激な物価高騰に伴って、年度替わりというわけにもいかないものであるから、来月の1日分からとさせていただく。したがって、小学校、中学校の移動教育や中学校の夏休みのイングリッシュキャンプ等については、来月以降は新料金でやらせていただくことになるので、よろしく願います。

議案第32号については、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第32号については承認とさせていただきます。

- (3) 議案第33号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第34号 練馬区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長

引き続き、議案第33号である。練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について、それから、議案第34号、練馬区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について、議案第33号と34号については関連する案件となるので一括で説明し、質疑についても一括でお願いをする。

それでは、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等があればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

確認だが、7ページの2の(6)、残日数に1時間未満の端数がある場合という、そこであるが、そのときは1日使用できるという、そういうことだろうか。

教育指導課長

少し分かりにくいなと思うところであるが、例えば、短期の介護休暇というものがあるが、これは5日間取ることができる。これは、日または時間を単位として取得することができる。例えば、1日は7時間45分という勤務時間であるので、時間単位で取ったときに45分余るということが想定される。その45分も全部使い切ることができる、そのような趣旨の改正になる。

教育長

補足させていただきます。今までは1日8時間勤務の5日間で40時間が、いわゆる公務員も含めた労働者の勤務時間だった。その後、十数年前だが7時間45分になった。だから、1日の勤務時間が15分少なくなった。したがって、15分掛ける5日で

38時間45分が、今我々の1週間の勤務時間数である。

時間休というのは、年次休暇というのは公務員の場合、1時間単位で取れるが、どうしても45分という端数が出てしまったものだから、必ず端数が出てくる。この件については、出産の支援の休暇については、その端数も1時間とみなして取得ができるというものである。

区役所の開庁時間は変わっていない。ところが、その8時間と7時間45分になったときに、各区でいろいろ検討した結果、練馬区役所については、8時30分から17時15分までの勤務時間は変えないが、その代わりに、本来昼食の昼休みを45分だったものを15分延長し、そこを先食いすることで、1日の勤務時間が7時間45分で行っているというところである。

区によってはいろいろなやり方をした。実際に例えば17時に終わってしまうとか、それから、昼休みの時間を45分にしてしまった区もあった。ところが、みんなが一斉に昼食場所に押しかけていったりして、45分間で区役所に戻ってこられないという区があって、結果的に練馬区のようなやり方になっているというのが現状である。だから、この38時間45分、1日が7時間45分によって出てきた端数が今回の条例に適用されている。その概念であることはご理解をいただきたいと思う。

ほかにないだろうか。

岡田委員。

岡田委員

9ページの別紙のところを教えていただきたいが、右上の第8条でアンダーラインの5行目以降だが、「日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係」という、そこなのだが、趣旨としてはすごくいいと思うが、現実的にパートナーシップ証明というのをどういうふうに行っているのか、しようとしているのか、そこら辺を教えていただきたい。一定の条件を満たすと証明されると聞いているが、その一定の条件というのは例えばどういうことがあって、それが満たされるのか。区役所のほうでその証明書を発行すると思うが。

教育指導課長

このパートナーシップ宣誓制度を創設しているのは、練馬区ではなくて東京都のほうで創設しているところである。東京都のほうに練馬区の職員が申請した場合に、この規定に当てはまる、例えば、双方いずれかが性的マイノリティーであり、約した二者であるということや、まず本人たちが宣誓をするということ、さらに、双方が成年年齢に達しているということや、双方に配偶者がいないこと、また、双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと、直系血族、三親等内の傍系血族、または直系姻族の関係にないことなどを満たし、さらに双方またはいずれか一方が都内在住、在勤または在学であることや、都内在住については、双方またはいずれか一方の届出の日から3か月以内といったもろもろの条件を満たしている者を東京都のほうで受け入れて、手続に入るというところである。

以上である。

岡田委員

これは練馬区の幼稚園の先生方の話なので、今お話のように、東京都の教員の場合にも同じような扱いになるのか。

教育指導課長

要は、東京都のパートナーシップ宣誓制度を用いて、その要件を満たしていると東京都が判断した者に対して、練馬区の幼稚園職員の場合にもそれを適用するといったような趣旨である。教員のほうも同じ扱いである。

教育長

よろしいか。
ほかに。坂口委員。

坂口委員

今まで私たちはそういう過渡期にある方を配偶者という言葉だけでは通じなく、公的にはまだ同性間婚姻届というのが何か裁判になり、全国各地でやっていて、なかなか認められないが、東京都の場合は、日常生活においてこういう言葉を認めて、先に進んでいるということ認識した。これからこういう表現で、配偶者という言葉は消えたわけではなくて、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方という形ですと続くわけであるか。ずっとというのは、この法の場合はそうなのか。それも確定的な婚姻届、結婚という形ではなく、先ほど岡田先生がおっしゃったように、その他の婚姻関係に相当する者という見方で、全て法的な改正が東京都の場合はあると解釈していいわけか。大変な過渡期だと思うが。

教育指導課長

今回、東京都の条例改正等に基づいて、練馬区の条例や規則のほうにも適用していくというような趣旨であるので、その内容を踏まえて、今後も適用していくことになるかと思う。
以上である。

教育長

少し補足させていただくが、練馬区としては、やはり現在のこの形、パートナーシップというのは、例えば憲法上、民法上、まだそういう確固たるものが確定はしていない。国の法律等の改正を、やはり動向を見守らなければいけないということである。
一方で、この幼稚園教員の給与条例等については23区統一ルールである。今、大田区はたしか区立幼稚園というのはなくなっていると思うが、22区は必ず共通のルールに基づいて条例が施行されなければならない。金額も含めてであるが。そうしたときに、やはり23区統一のルールによって運営がされるために、やはり東京都のパートナーシップ協定に基づいた統一の条例改正が行われるということで、今回出されているものである。区の幼稚園教諭を除く一般職員についても同様である。

近年は、マスコミに数日前に掲載されたこともあったが、そういった趣旨で今回についてはやらせていただくという内容である。

坂口委員

そういう法的な文章ができて、権利を使いたいという方にはこれが根拠になって、いろんな休日、休暇とかも与えられるということで納得した。ありがとう。

教育長

ほかにないか。

よろしいか。それでは、まとめたいと思う。議案第33号と34号については、承認ということでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、決定させていただきたい。

それでは次に、議案第35号、練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について、説明をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

資料の5ページ目にある、この方々でよろしいかということが審議の内容である。

それでは、ご意見、ご質問等あればお願いします。

仲山委員。

仲山委員

練馬区子ども・子育て会議というのはどういう目的で、どういう活動をしているかを教えていただけるか。

こども施策企画課長

練馬区子ども・子育て会議については、地域の子供とか子育て家庭の実情を踏まえて、区における子供・子育て施策というのを実施するために、保護者の方とか事業に従事されている方、学識経験者の方とか、そういった方を委員とした会議を構成して、そこらご意見をいただきながら、区の施策に反映していくといったものを行う会議になっている。

教育長

よろしいか。

3ページの参考資料をご覧いただきたいが、練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見聴取の次の行、子ども・子育て支援法、先ほど担当課長からお話があったが、平成24年にこの法律ができて、各自治体においては子ども・子育て会議を設置することになった。私どもは翌年の平成25年第二回練馬区議会定例会で条例をつくって、それでこの子ども・子育て会議が設置された。実際に設置されたのは平成25年の9月である。

それ以降、初めの方々については任期が1年半、次期以降は2年単位としてやらせていただいている。

実際の委員の範囲や内容については、この委員の構成というのは我々で決めたところではあるが、一応この支援法に基づいて設置され、条例が設置されている。審議の概要については、ただいま担当課長から申し上げたとおりである。

これで、次の令和5年、6年度の改選期を迎えるので、この方についてどうかということ意見が求められている。

一応これについては、地方公共団体の長に権限があるということで、私どもは実際、実務は取り扱っているが、区長の権限で教育委員会がこの実務をやっているというのがこの制度の現状である。何かあれば願います。

ほかにないか。よろしければ、議案第35号については決定とさせていただきますよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、決定とさせていただきます。

(1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところは継続いたしたいが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議 1 件についても、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

令和 5 年第二回練馬区議会定例会提出議案について

教育長

次に、教育長報告である。

本日は 6 件ご報告がある。ただし、議案のときに申し上げた 番については、既に説明済みということで、これについては省略させていただく。

それでは、報告の 番についてお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの件についてご質問等あればお願いします。

以前の教育委員会でお諮りした内容である。

中田委員。

中田委員

委託学童からねりっこクラブになるので、全ての学童クラブが練馬区のねりっこクラブになるということによろしいか。

子育て支援課長

まだ残念ながら全部ではないが、練馬区においては、65ある小学校の全校にねりっこクラブを設置することを目指して、推進をしているところである。この4月にも7校、ねりっこクラブを開設して、来年度ここに記載している7校を新たに開設するということになる。あと残りが、65分の13がまだ残っているという形になる。ま

だ学校内に学童クラブを設置していないところも含めて、残り13校、頑張っていければと考えている。

以上である。

中田委員

そうすると、学童クラブがなくなるということは、完全に練馬区の管轄の中で子供たちを預かると考えていいのか。

子育て支援課長

練馬区の小学生については、学童クラブは区立の小学校であれ、国・都・私立の小学生であれ、希望する学童クラブを利用したいという児童がいれば受け入れたいと考えている。

ただ、その需要に対して供給がちょっと追いついていない状況ではあるが、例えば長時間保育であるとか、あるいは駅前であるとか、そういったことを理由に民間の学童クラブを希望される方もいらっしゃるが、区立の学童クラブを利用したいという方については、待機児童の解消ゼロを目指して今頑張っているところである。

練馬区としては、子供たちが一旦学校に行ったら、学校の授業が終わったとしても校内の学童クラブで過ごしたいというのが保護者の強い願いであるので、校内の学童クラブはねりっこという形で実施をする。あとはそれ以外、様々なニーズに応えるという意味合いでは、民間の学童クラブについてもご利用いただきながら、子供たちの需要、保護者も含めてであるが、学童クラブの需要に応えていきたいと考えている。

以上である。

中田委員

もう少しいいか。

教育長

どうぞ。

中田委員

そうすると、今、委託している会社の人たちではなくて、職員は誰になるのか。

子育て支援課長

まず、この27ページの図を見ていただくと、上の直営学童クラブ、こちらで働いているのは区の職員であって、その下の委託学童クラブで働いているのは民間の人たちである。

委託の学童クラブからねりっこクラブになるときは、今ここに4つ書いてあるが、こちらについては5年間の長期継続契約をしているので、事業者によっては、5年の途中のときには引き続き同じ事業者が、5年の区切りのときには改めて公募という形で、いずれにしても事業者の方にやっていただく形になる。

区の職員はどうかの点というところになるかと思うが、当然、委託をすることによって、その職場については委託をしていくが、区の職員は通常の人事異動の中で、別の例えば児童館であったり、地区区民館であったりといったところで、改めてまた活躍をしていただくという形になっている。

それから、ねりっこクラブの左側のところだが、新設の来年4月にオープンするところについては、夏頃から選定を始めて、また10月頃、教育委員会の中では決定した事業者についてはご報告をさせていただくが、これから公募といった形で事業者を選定してまいる。

以上である。

中田委員

分かった。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。よろしいか。では、報告の は終わる。

(仮称)練馬区幼保小連携推進方針〔素案〕について

教育長

それでは、報告の 番をお願いする。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があったらお願いする。

仲山委員。

仲山委員

素案というのは、この資料7 - 2全体のことか。

教育施策課長

7 - 2の冊子が素案というものである。

仲山委員

それで、パブリックコメントはこの素案を公開して、これに対するコメントをもらったという、そういうことでやっているのか。

教育施策課長

区ホームページや閲覧する場所で、こちらをご覧いただけるように、この全文をお示しして、その内容に関してご意見などをいただくというものである。

仲山委員

それで、少し細かい内容だが、素案の1ページの の1、方針策定の趣旨という、その文章だが、下から3段落目、「その後、平成29年の」云々というところであるが、その前の段落では「区では」ということで区のことを書いてある。「その後」の下の段落、「また」というところでは今度は文科省のことが書いてある。これをずっと読んでいくと、今問題にした「その後」というところが、区のことを言っているのかと、流れからすると読めてしまうが、実際にはこれは国のことである。なので、これは国のことなのだということが分かるような言葉を入れておいたほうがいいと思うが。

教育施策課長

まず、文章の内容について、言葉の使い方等に関しては、委員のお話もそうであるし、ほかの方からのご意見も踏まえながら、必要な見直しは行ってまいり。

大変恐縮であるが、私どもとして「その後」という言葉で入れさせていただいた意図であるが、もともと平成28年に、今現在、幼保小の皆様と一緒に使っている、「練馬区における幼保小連携の推進について」というものを策定し、使っている。28年に定めた段階の後に新しい動きということで、29年の要領、指針の改定や文科省の特別委員会、こういった時系列を少し分かりやすくという意図を込めて、「その後」という言葉を付け加えさせていただいた。いずれにしても、表現のほうは検討したいと思う。

仲山委員

恐れ入る。

教育長

仲山委員がおっしゃったように、「その後、国では」と入れればいいわけである。何か区みたいな。誰がやっているかが分かれば、これは改定するときに検討する。

仲山委員

細かい話であるが。

教育長

ありがとう。
どうぞ。

仲山委員

よろしいか。9ページの今後の取組の中で、最後のほうに、ねりま接続期プログラ

ムの改定もするということが書いてあって、これから改定をするということであるが、その改定のとてにこうしたほうがいいのではないかという意見なのだが、このねりま接続期プログラムというのを参照した。非常に細かく書いてあって、ゼロ歳から小1の5月までの子供の姿というものを初めに示して、それに対してこんなふうには指導したほうがいいのかという流れになっている。ただ、非常に細かく姿が示してあるので、恐らくその姿というのは平均的に育ってきた子供の姿だったと思う。それが先に示してあって、それに基づいて接続期にどう指導するかという、そのように受け取れる。そうすると、平均的に育ってこなかった子供たちに対してはどういう対応をするのかという、そこが何か明確になっていなくて、むしろ平均的に育ってこなかった子供のほうが、段差をより大きく感じるわけである。なので、その子供たちにも配慮した指導のポイントというのを今回の改定では含めてもらいたいなという、そういう要望である。

教育施策課長

改定の作業ということにおいては、実際、幼稚園や保育園、小学校の教員、保育士の方々と一緒につくっていくこととなる。これまで話をしている中でも、配慮を要する支援が必要な子、こういった観点というものをどのような形で表していくかということも組上に上がっているのて、委員の意見も踏まえながら内容、改定作業を進めていきたいと思う。

教育長

坂口委員。

坂口委員

今の仲山委員のお話で、私も8ページのところを見ると、幼稚園、保育園、学校という別々のカリキュラムでそれぞれ関係者が目いっぱいやっけていらっしやる。本当に小学1年生前後の子供たちの発達のことを考えて、そういうプログラムを持ち、時間を持ち、やっけていることは本当に素晴らしいことだと思ふ。その後の子供たちの小学校教育へのいろんなものの大事なスタート地点になると、そのことを皆さんが認識したからこそ、こういう架け橋期ということをやっけていらっしやると思ふ。

8ページの(2)にコロナウイルスのことも書いてあるが、つまり、先生方が一堂に集まって、共通理解や連携を行っている施設は少ないと。幼保が28で小学校8校であったということが、せつかくのこの連携プログラムが、中身として進んでいるのかという心配がある。

それと、私も保育園、園長先生とかに伺うと、どういふ小学生になったかなということが送り出したときに非常に気になって、それから非常に支援が必要なお子さんが、学校生活にきちんと向き合っているかということも知りたいけれどもなかなか分からないという。なぜ簡単に分からないのかなと思ふ。それから、先生方、保育園での生活のキャリアも、それから保育園は、学校では分からないその子の家庭生活の様子も分かるわけである。だからそういうことで、一堂に会えば支援が必要である

とか、気軽に電話し合うなり、そういう情報交換をして、その子の発達を見守れる。こういう立派なプログラムがあるのに、気になりながらその後の行方が分からないということがないようにしてもらえたらと思う。

それに、標準的なお子さんだけではないということ、それから、意外に幼稚園、保育園の先生方たちは家庭の事情を一番よくご存じだということである。それは今というプライバシーについてはあるが、子供の発達段階については大切な情報ではないかと思うので、そこら辺のところをもう少し綿密に、それから協働の集まりができる体制を何か考えていただければ、本当に長い時間をかけて進めてこられているこの幼保小連携が生かしていけるのではないかと思っている。それはもう私の感想である。特に先生方、3種の先生方がどうお集まりになっていらっしゃるのかなという、講演会を聞くというそれではなくて、もっと膝を突き合わせた集まりがあつていいかなと、そう思った。

教育施策課長

これまで、かなりの様々な幼保小の皆様方が、子供たちのためにということである活動がなされてきていると。この資料の課題にも書かせていただいたが、全部の施設が、それぞれ全部が満足できるところまでには至っていないというのが実態としてはあろうかと思っている。

資料7-2の21ページをご覧いただきたいが、右上に資料4と書かせていただいている。こちらは懇談会と称して、実際に、例えば5歳児の担任の方々や1年生の担任の方々、校長先生などという方々が学校にお集まりをいただいて、地区ごとで、今委員のお話のあったような特別な支援が必要な子供や、その子供に対する情報交換等々を行っているところである。こういった取組も、より充実していくということやよりその中身を精選していく、懇談する、情報交換する中身を精選していく、こういったところも、私どもこの推進の方針を作ると同時に、これから具体的にやっていく中身に関しても、より効果の上がる方法というものを改めていきたいと考えているところである。

以上である。

坂口委員

よろしく願います。

教育長

ほかにないか。

中田委員。

中田委員

資料7-2の4ページと5ページを見て、やはり練馬区がどれだけ早い段階で、この接続期の取組をしていたかというのが分かる資料だと思った。今、坂口委員がおっしゃったように、課題として、30ページに参照資料があったと思うが、30、31ペ

ージのところ、実施しなかったところに「連絡の取り方が分からない」というところが、ちょっとこれはどういうことなのかと思った。連絡の取り方ができるような仕組みをもっと取っておかなければいけないのかと思う。

今、幼稚園と小学校の懇談会をしているということなのだが、校長先生や園長先生方とされていると思うが、やはり現場で働いている先生たちの意見が一番大事かと思うし、校長先生が行かれてどこまで分かるのかというのが正直な感想である。

やはり幼稚園から小学校に上がる段階で、先ほどおっしゃっていたように支援が必要な子供たちというのは、その現場にいる先生が一番分かるように思うので、もっと頻りに連絡を取り合うことが大事だと思う。また保護者対応というのが一番大切で、発達に不安がある方は多分相談されるかと思うが、発達の障害に疑問を感じていない保護者への対策が一番大事かと思う。

なので、連絡先がもっと分かるような仕組みをつくるべきなのではないかという、この資料31ページを見て思ったので、もう少し具体的に中身のある企画をしてほしいというのが感想である。厳しい意見ですまない。

以上である。

教育施策課長

こちらの実態調査にもあるとおり、私どもも、私どもの取組だけではなかなか十分ではないところがまだまだあるのだなということを実際に感じているところである。

例えば、研修会においても、校長先生、園長先生の対象とする研修とは別に、担任の方々を対象とする研修を行っている。そしてまた、研修の中身は、前半がいわゆる講義方式、後半がワークショップや意見交換方式ということで、多少なりとも顔の見える関係につながればということ。そしてまた、それぞれの連絡先やブロックでの連絡先等々の資料などはご提供させてもらっているが、実態としては、なかなか連絡が取りづらいということもあるのかということである。

何にしても、一步一步こういう課題を、この方針を作って終わりということではなくて、こういつて見えてきたところについて一步一步改善を図りながら、幼保小の皆さんと一緒に取り組んでいきたいということである。委員のご指摘の点も重要な観点かと思うので、そのように受け止めさせていただく。ありがとう。

保育課長

今、支援の必要なお子さん等の、保育園、幼稚園から小学校の連携というようなお話かと思う。

個別の話をちょっとさせていただくと、私ども保育園の保育士、5歳児の特に担任は、ご家庭の支援も含めて、小学校に行ったらどうなるのだろうというのは大変危惧しながら日々保育を行っているところである。特に障害があるとはっきりしているお子さんもあればそうでないお子さん、グレーゾーンのお子さん、また、家庭の保育力というのがちょっと弱い家庭等、様々ある。そうした中で、実際の現場においては、就学する予定の小学校の先生と早期にやり取りをすることで、医療的ケア児なんかもそうであるが、その子がちゃんと学校へ通えるかどうか、時間をかけて丁寧に対応

するということが重要だと思っていて、そういった意味については、全体の取組は先ほど教育施策課長からあったとおりだが、個別にはそれぞれの学校と園が連携するような形で、今、指示をしているところである。

いずれにしても、小学校へ行ってから困ったということがないようにというのは常々努めている、このような状況である。

教育長

ほかに。
岡田委員。

岡田委員

7ページの(4)番の下から3行目、「保護者同士の情報交換の場」という、私が大学院の教員をやっていたときに、そこに現職の小学校の先生が来て、まさに架け橋のところの研究を1年間やってきた。それで、その中でいろいろな取組、ここに書いてある取組など研究をしていたわけであるが、そういう中ですごく印象に残ったのが、保護者同士の情報交換ということである。具体的には、小学校のPTAの方たちに協力をいただいて、保育園や幼稚園に通っている子供、保護者の方がPTAの方と一緒に、小学校の生活の様子なんかもいろいろ学ぶという、そういう場がすごく有効だというような報告をしてきた。

実際に私も見せていただいたが、小学校の先生たちが説明するというのもすごく大事であるが、一緒に立場を経験した保護者の方たちの話を聞くことはすごく有効だったようである。なので、次、PTAの方たちにも協力していただきながら、先生と、保護者の方が一緒になって、こういう取組もやられたらいいのではないかという。せっかく保護者同士の情報交換の場があるので、そこら辺もぜひご検討いただければありがたいなと思った。

以上である。

教育施策課長

実際の事業実施に当たっては、今、委員のお話があったような取組であったり、実際に園で行っているような効果的な事例というか、役に立つ事例というか、そういったものをほかの園にも働きかけたり、例えば、PTAというお話があったが、違うグループとか、違う団体さんとの間の橋渡し役などを教育委員会が行いながら、その取組というものを拡充できればと、そのように考えている。

以上である。

教育長

ほかにあるか。よろしいか。

パブリックコメントも始まっているし、また、案の段階でご議論いただきたいと思う。よろしく願います。

子ども相談アプリの運用開始について

教育長

次であるが、番は先ほど議案の審議でやったので飛ばさせていただき、報告の番をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの説明について、ご質問等あればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

相談の流れのイメージの真ん中のところであるが、「学校に知らせる」というところを押すと、これはどういったことになるのか。

学校教育支援センター所長

「学校に知らせる」の機能についてである。この機能は、従来から運用していたねりまホッとアプリにあった機能が、そのまま同じ機能として登載しているものである。匿名で、学校でいじめに遭っている、または、いじめられているお子さんを見かけた、そういった内容を送信することで通報することができるというものになっている。こちらの教育委員会のほうで、「学校に知らせる」の機能で受信した内容については、教育委員会内部で慎重に対応して、学校のほうに情報提供するものである。以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

今の件であるが、学校に知らせるというのを選択していて学校名が出てこなかったり、学年とか個人名が出なかったらどうなるのか。

学校教育支援センター所長

匿名の情報提供についても、教育指導課と学校とで共有して、慎重に通報内容については精査をさせていただき、そのように対応している。

副参事

学校教育支援センターとそういった情報を共有した場合、私たちのほうにも学校からいじめの報告等が上がってきている場合がある。そういった類似の案件などす

り合わせをすることによって、特定につながるような場合もある。それによって、複数の情報を総合的に勘案しながら、学校でも慎重にその子の対応を進めていくようなことが実際に起きている、そんなことである。

以上である。

仲山委員

ありがとう。続けてよろしいか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

今のことに関連した話であるが、その学校に知らせるという情報を寄せてくれた子供に、こちらのほうから何か、さらに問合せをすることは可能なのか。

学校教育支援センター所長

そのお子さんからそのような申入れがあった場合には、こちらでも対応することが可能となっている。

以上である。

教育振興部長

今、所長のほうから説明があったが、もともとはねりまホッとアプリというもので運用していたものである。これは先ほども申し上げたが、匿名でいじめを通報する機能ということで、どこの学校でこういういじめがある、こういういじめを見た、そういうようなものを通報するものがもともとの機能であった。それについては、双方向の機能ではなくて、一方的に通報する機能ということであった。今回はそれをさらに、進化をするということで、通報だけにとどまらず、匿名でも実名でも構わないが、相談を受けることができる機能を追加したということで、プラスということになる。

通報があった方に対して、リアクションするかどうかというのは、その子がそれを望むかどうかにかかってくると思う。従来どおり匿名での通報にとどめるのであれば、こちらのほうからその子に返すことはしないし、その子がもうちょっと具体的に話をしたいという意思があれば、こちらのほうからさらに聞いて、やり取りをするということも考えられると、そのような運用を図っていきたいと考えている。

以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

よろしいか。

ほかはないか。
岡田委員。

岡田委員

確認をさせていただきたいが、今運用しているシステムと、それからこのプラスになったそのシステムで具体的に何が違ったのか。チャットができるということが新しい機能という、そういう理解でよろしいか。

学校教育支援センター所長

これまでのアプリとの違いについてである。これまでは、先ほどご答弁申し上げたとおり、一方通行の通報機能であった。今回、新たにプラスになった部分については、相談機能が充実したものである。これまで一方的に通報だったものが双方向で相談することが可能となっている。

具体的には、年末年始が土日も含めて毎日、夕方5時から夜10時まで、チャット形式で専門職のカウンセラーに双方向で相談することが可能となっている。また、これまではいじめ通報アプリという形での運用だったが、今回はいじめ以外にも不登校や家族、友人の悩みなど、幅広いいろんな悩みを相談することができるといったところが新たに加わった機能である。

以上である。

岡田委員

大分前にこのことをたしかご報告いただいたと思うが、そのときに伺ったお話では、いじめだけではなくて、本当に様々な相談内容が寄せられたと伺ったように思う。申し上げたいのは、夕方5時から夜10時までこれに対応する方なのだが、これはどういう方が対応することになっているのか。カウンセラーの方だけなのか。

教育長

教育相談メールと、今までのホッとアプリと、それから対応する人は誰かということとを区別してお答えください。

学校教育支援センター所長

まず、教育相談メールについてである。

教育相談メールについては、これまで学校教育支援センターの中の職員が回答をしていた。今回、事業者に委託をすることで、毎日、それから夕方5時から夜10時まで対応することが可能になった。

対応する相談員については、具体的には臨床心理士などの資格を持って、スクールカウンセラーやSNS相談、そういった経験のある専門職スタッフが対応する予定となっている。

以上である。

教育長

ほかはないか。
それでは、資料9は終了とする。

区立学童クラブの休室について

教育長

次に、報告の 番をお願いする。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの件について、ご質問等あればお願いする。
よろしいか。
では、報告 番については以上という形にする。

令和5年度練馬子ども議会の開催について

教育長

次に、報告 番をお願いする。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明についてご質問等あればお願いする。
岡田委員。

岡田委員

表面のところ、(4)の内容であるが、学習会を4回やられているということなのだが、前回の報告書もちょっと拝見すると、子供たちの指導をするのもかなり大変かと思ったが、この学習会の指導というのはどなたがやっていたらいいのかな。

青少年課長

学習会の指導であるが、テーマに応じて、区の所管部署がPTとして加わり、テーマに応じた事業の説明を行う。いわゆるファシリテーターの役割等を行っているところである。

以上である。

教育長

よろしいか。

岡田委員

非常に大変なことだと思うが、成果も大きいかなと思うので、よろしく願いする
としか申し上げられないが、本当にありがとう。

以上である。

教育長

仲山委員。

仲山委員

政策提言で、実際に実施されたものはどんなものがあるのか。

青少年課長

これまで実現した政策提言についてである。例えば、令和元年度の提言で、省エネ
に関する行動を習慣づける工夫として、水道の蛇口や電気のスイッチ等に貼れるシ
ール、節電・節水シールの作成・配布というような提言があって、こちらにおいては
実現をして、作成・配布したところである。

以上である。

仲山委員

そういったものを実現するときの仕組みであるが、その提言等は予算が必要なわ
けなので、そうすると1回、区議会に諮るのか。

青少年課長

提言する中身に応じるかと思う。例えば、消耗品の使用であるとか、印刷費である
とか、予算の範囲内で実現できることであれば当年度に実施するし、翌年度予算の算
定が必要な場合であれば、当然区議会にお諮りをする。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

提言であるが、様々な提言が出てくる。多大な予算や人員を要するとか、例えば、
区のレベルでやるのではなくて、都道府県や国のレベルの話ではないかということ
もある。ただ、指導に当たっている方というのは、別にこういうふうにしると言うの
ではなくて、議論を少しずつ、こういう考えはどうかという形で、ある意味ではアド
バイスをするという役割で、逆に言えば、ここは駄目とかということはやらないよう
にはしていただいている。

基本的には係長とか主任級の職員に、テーマを選んだその年に応じて集まっていた。

そこでだが、夏に提言をもらうので、次の年の予算に反映することが可能である。予算で対応できるものについては、その年にやることもあるし、場合によっては来年の予算に反映させて事業で組んでいただくと。これをやるに当たっては、庁議という部長級が集まっている会とか、庶務担当課長会とか、あるいは各部の筆頭係長が集まっている会にこの提言の話をしたり、それから提言案は配ったりしている。その際に、私も担当部長だったときには、できる限りかなえられるものについては、かなえてやっていただき、例えば、もし既に考えているものであったとしても、子供たちの手柄にさせていただけるとうれしみたいなことは言っていた。

この子ども議会は、もともとは6月にメンバーを集めて、それで始まっていた。ただ、部活があったり、定期テストがあったりして、なかなか子供たちにとっても大変である。だから、募集はして7月1日に集まるが、実際の活動は夏休みに入ってから集約的にやる。それまでの間に、例えばテーマを持ち寄ったりして、一堂に会さないやり方で、できる限り集約的にやるようにして、結果的には活動が4日間、学習会4日間で、本番が31日の意見交換会と8月3日の政策提言発表というやり方をとっている。十数年来やっているもので、募集から運営の仕方から工夫はしているが、今のような状態でやらせていただいているというのが実態である。

以上である。

ほかにないか。よろしいか。

それでは、番については、以上である。

その他

教育長

その他について。
事務局から何かあるか。

事務局

教育長、事務局である。
現在のところ、ほかにない。
以上である。

教育長

では、委員の皆様方から何かあるか。
よろしいか。
それでは、以上をもって、令和5年第12回教育委員会定例会を閉会する。